

2020年2月28日

千葉県健康福祉部衛生指導課食品衛生監視班御中

## 令和2年度千葉県食品衛生監視指導計画案に関する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 上山精一

住所 千葉市中央区中央4-13-10

電話 043-224-7753

千葉県行政における県民の食の安全施策に対する日々のご尽力に対し、心から敬意を表します。また、県内で活動する生活協同組合へのご指導ご協力に、心より感謝申し上げます。

令和2年度千葉県食品衛生監視指導計画（案）に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。ご検討をよろしくお願いいたします。

P.	項目名	意見内容
1	1「基本方針」	<p>昨年より食の安全や公衆衛生面では、鶏インフルエンザやCSF(豚熱)、新型コロナウイルス(COVID-19)等、海外を発端とする人や家畜の感染症が世界的規模の大きな社会問題となっています。</p> <p>基本方針にも記載がありますが、千葉県は成田国際空港、千葉港等の海外に開かれた交通・物流の拠点を抱えています。今、食の安全確保や保健衛生の観点から水際での積極的な防疫措置が求められており、感染予防の確実な対応が喫緊の課題となっています。千葉県はもとより、国内の食品安全や健康福祉のためにも、施策を充実し確実に実施されることを一層期待します。</p>
3	第3の2「重点監視指導事項」の(1)	<p>毎年多発するノロウイルス、カンピロバクター、O157については特に丁寧な監視指導を行っていただくとともに、ウイルスや原因菌等についての情報(感染経路、危険性、感染予防法等)を、食品事業者に対し繰り返し広報啓発をおこない、周知を徹底し理解を図るべきだと考えます。またカンピロバクターに関しては、加熱不十分な鶏肉の喫食の危険性について、消費者への継続的な注意喚起をお願いいたします。</p> <p>その他の食中毒等についても監視指導とともに、事業者及び消費者に対し食中毒への理解をより深めるための広報や学習等を繰り返し実施することを要望します。</p>
4	第3の2「重点監視指導事項」の(2)	<p>表示に係る事項にアレルギーを含む食品の使用の有無を挙げられた点は、アレルギーを持つ消費者にとって大変有意義なことと評価いたします。アレルギー表示の誤記・未記載は、アレルギーを持つ消費者にとってアナフィラキシーショックを引き起こす等、生命にも関わる</p>

		<p>重大事故にもつながりかねません。そのような点から「特定原材料」7品目だけでなく、推奨表示である「特定原材料に準ずるもの」28品目及びコンタミネーションに関する情報についても、食品等事業者へ表示を求めるよう働きかけを要望します。</p> <p>また、令和元年9月に新たにアーモンドが「特定原材料等」となりました。アーモンドについても、4月1日の改正食品表示法の完全施行を機に、すみやかに表示するよう働きかけていただきたいと思います。</p>
5	第3の2「重点監視指導事項」の(3)ア	<p>「房総ジビエ」と銘打つ千葉県産ジビエの安全性への信頼のためにも「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に沿った捕獲や加工について、監視指導の徹底をお願いします。また、病原菌や寄生虫、放射能等の検査を実施し、安全性の確保を要望いたします。最近は喫食する機会が増えています。消費者にも、様々な機会にジビエに関する食の安全についての情報を提供していただくようお願いします。</p>
8	第3の2「重点監視指導事項」の(7)	<p>食品の自主回収について、食品等事業者が消費者に向けた迅速な情報発信を行うよう指導することは、食の安全の確保につながると評価いたします。2021年6月の届出の義務化と国によるオンラインシステムの稼働まで、速やかな届出を求めています。</p> <p>県ではホームページで食品の自主回収情報を発信されていますが、情報が消費者に迅速に伝わり活用されるよう、ホームページの存在をアピールし注意喚起を強く促すよう要望します。</p>
8	第3の2「重点監視指導事項」の(9)	<p>今夏の東京2020オリンピック・パラリンピック開催時は、食品等事業者による食品提供の機会も大幅に増え、季節も相まって食中毒発生のリスクが非常に高まると予想されます。大事故を未然に防ぐために、立ち入り調査等の監視指導への体制を強化すべく、職員の増員をはじめ体制の強化を図っていただくようお願いします。</p>
10	第4の3「連携体制の確保」(1)(2)(3)	<p>食品の流通・加工の技術進展により、広域的、散発的な事案が増えています。都道府県等の関係者による横断的な情報共有を迅速にはかれるよう食中毒調査支援システム(NESFD)の積極的な活用と県民への迅速な注意喚起、情報提供を求めます。</p>
14	第6「食品等の収去検査等に関する事項」	<p>食品に含まれる放射性物質検査が、乳児用食品や乳製品といった子どもの食生活に関する品目を重視して実施され、結果と計画が月次で公表されていることは消費者の安心につながります。風評被害の防止にもつながるよう、引き続き検査の継続と結果の迅速な公表を要望します。検体数や検査方法などの計画が変更される場合には、必要に応じて説明をしていただくよう求めます。</p>
16	第9「県民等への情報提供及び意見の交換」	<p>食品衛生・食の安全施策を進めていくためには、事業者はもとより県民・消費者との連携が欠かせないと考えます。そのためにリスクコミュニケーションの機会を増やしていくことやそのあり方を検討していた</p>

	(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項	<p>だくよう要望いたします。マスコミなども活用し、食の安全に関する情報、特に今次の改正食品衛生法及び改正食品表示法についても、広く消費者の目に触れる取り組みを要望いたします。食品表示は、毎日の食品の選択に係わる制度改正です。広報、周知を図るようお願いします。</p> <p>また「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭での食中毒予防にも役立つものと考えます。ぜひ、消費者への紹介・学習等の機会を設けてください。本制度の浸透にもつながると考えます。</p>
18	第10「食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項」 4(2)	<p>いわゆる「健康食品」による健康被害が発生しています。特別の注意を必要とする成分(指定成分等)だけでなく、いわゆる「健康食品」による健康被害発生時にも、医療機関等と連携し原因究明をおこない、そこで知り得た情報については迅速な公開を要望します。また、「健康食品」等についての正しい知識や使用時の注意点など、消費者への啓発・情報提供について、一層の充実強化を図るようお願いします。</p> <p>合わせて、サプリメントの成分内容やその効果の有無等の表示の監視、特に子どもや病人等のリスクの高い消費者に対しては強く注意喚起を行っていただくよう要望します。</p>
11	第11「食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関する事項」の3	<p>食品衛生規制等の見直しに伴い、全ての食品事業者に対しHACCPに沿った衛生管理の実施が求められます。千葉県ではすでに講習会を開催するなど普及推進を進めていますが、引き続き事業者の実情や扱う食品の特性等を踏まえ、丁寧な支援と実現可能な方法で円滑に導入されるよう進めていただくことを要望いたします。特に小規模事業者にはそれぞれの事情に合わせ、事業者が困惑しないよう「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」についての丁寧な説明と細やかな支援をお願いします。また、導入の進捗状況の情報提供や支援にむけた体制強化の具体策などを示していただくよう要望します。</p> <p>合わせて、HACCP導入が食品衛生のレベルアップに貢献するものであることが広く消費者へ周知されるよう、広報による情報提供や説明会・学習会等の開催等、積極的なリスクコミュニケーションを要望いたします。</p>

以上